

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白老町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

白老町長

公表日

令和4年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付等を行うための制度である。</p> <p>介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。また、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>白老町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得及び、死亡、転出等による資格の喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。</p> <p>②保険料の賦課・徴収 被保険者の所得等に応じて保険料を賦課し、保険料の徴収等を行う。また、保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う。</p> <p>③要介護(要支援)認定等 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。</p> <p>④保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。また、介護保険負担限度額の認定申請、介護保険利用者負担額減額、免除申請等に係る事務を行う。</p> <p>⑤調整交付金 調整交付金の算定に関する事務を行う。</p> <p>なお、申請書類等はサービス検索・電子申請機能での受領を行うほか、マイナポータルのお知らせ機能による通知を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、住民記録システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル、被保険者情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,57,58,61,62,80,87,88,90,94,108の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93,94の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢者介護課
②所属長の役職名	高齢者介護課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	白老町 総務課 総務情報グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	白老町 高齢者介護課 介護保険グループ 059-0904 北海道白老郡白老町東町4丁目6番7号

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 5. ②	高齢者介護課長 田尻 康子	高齢者介護課長 岩本 寿彦		
平成30年6月29日	I 7	白老町 総務課 総務秘書グループ	白老町 総務課 総務情報グループ		
平成30年6月29日	II 1	2015/5/25	6月29日		
平成30年6月29日	II 2	2015/5/25	6月29日		
令和1年6月18日	II 1	平成30年6月29日 時点	令和1年6月18日 時点		
令和1年6月18日	II 2	平成30年6月29日 時点	令和1年6月18日 時点		
令和1年6月18日	I 8	白老町 高齢者介護課 介護保険グループ 059-0904 北海道白老郡白老町東町4丁目6番7号 白老町 税務課 収納グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号	白老町 高齢者介護課 介護保険グループ 059-0904 北海道白老郡白老町東町4丁目6番7号		
令和1年6月18日	I 5. ②	高齢者介護課長 岩本 寿彦	高齢者介護課長		
令和3年9月1日	I 4. ②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年9月1日	II 1	令和1年6月18日 時点	令和3年8月13日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 2	令和1年6月18日 時点	令和3年8月13日 時点	事後	
令和4年12月28日	I 1. ②	……の算定に関する事務を行う。	……の算定に関する事務を行う。 なお、申請書類等はサービス検索・電子申請機能での受領を行うほか、マイナポータルのお知らせ機能による通知を行う。	事前	
令和4年12月28日	I 1. ③	介護保険システム、住民記録システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	介護保険システム、住民記録システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和4年12月28日	II 1	令和3年8月13日 時点	令和4年12月9日 時点	事前	
令和4年12月28日	II 2	令和3年8月13日 時点	令和4年12月9日 時点	事前	